

(参 考)

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と緊急事態措置協力金との比較

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言 に基づく要請【今回】 (緊急事態措置協力金)
	第1期	第2期	
期間	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等(飲食店営業 許可を受けている施設)
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請		午前5時～午後8時の間 の営業を要請(酒類の提 供は午前11時～午後7 時)
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)
猶予期間	遅くとも12月25日(金) ～	遅くとも1月13日(水) ～	遅くとも1月18日(月) ～
受付期間	1月12日(火) ～2月1日(月)	2月8日(月)～予定	

(参 考)

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と緊急事態措置協力金との比較

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言 に基づく要請【今回】 (緊急事態措置協力金)
	第1期	第2期	
期間	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等(飲食店営業 許可を受けている施設)
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請		午前5時～午後8時の間 の営業を要請(酒類の提 供は午前11時～午後7 時)
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)
猶予期間	遅くとも12月25日(金) ～	遅くとも1月13日(水) ～	遅くとも1月18日(月) ～
受付期間	1月12日(火) ～2月1日(月)	2月8日(月)～予定	